

明治期における青森県産業振興 Aomori Prefecture Industrial Promotion in the Meiji.

大沢 泉

I. はじめに

後発国日本は明治政府による富国強兵・殖産興業政策によって「上からの資本主義」が育成されていった。政治的には中央集権国家の形成と、経済的には近代工業の移植が急務とされた。近代工業の移植においては外来技術の導入とともに海外留学、外国人技師・教師の招聘（お雇い外国人）によって技術の改良、近代的諸制度の普及を図った。同時に明治政府は近代的労働者の創出のために士族層の解体、農民層の分解、職人層の再編を積極的にすすめた。

わが国の近代化過程において、現在の青森県の行政区域が形成されたのは明治 4(1871)年 9 月である。地方制度の制定とともに明治政府が推進した殖産興業政策のもとに、青森県においても明治 5(1872)年の陸奥国農会社の設立による三本木平(現、十和田市)の開発や斗南藩士広沢安任が国、県の助成を受けて開設した広沢牧場にみられるように、政府の助成、援助による産業振興が展開された。

また、産業振興とともに青森県においても地域の産業を担う人材育成として実業教育の普及も同時に展開された。青森県において実業教育が本格化したのは、全国的傾向と相まって明治 20 年代半ばからであり、青森県の場合は徒弟学校、補習学校を中心とする地域産業の近代化あるいは地域産業の定着に対応して設置されたものである。

本稿においては、明治期における青森県産業振興の展開過程の一端を概観する。

II. 青森県の産業振興

明治初期において、明治政府による青森県に対する産業振興はとりわけ荒蕪地開拓や牧畜に向けられ、土族授産の目的をもつものが大半であった(小岩信竹、高橋堅太郎、四宮俊之、工藤堯『青森県の百年』、山川出版、1987 年、p39)。

青森県は津軽、南部地域を問わず冷害、凶作が頻発し主要産業である農業に甚大な被害をもたらしてきた。明治初期だけでも明治 2、17、35、38、39 年と凶作の年が続き甚大な被害をもたらした(前掲、『青森県の百年』p2~3)。

とりわけ明治 2(1869)年は「津軽・南部とも凶作、特に南部地方は飢餓、七戸藩では秋田より種粃を移入し農民に交付」(宮崎道生、青森県企画部民生課編『青森県近代史年表』青森県、昭和 48 年、p20)という惨状であった。『青森県教育史続』では「実に東北地方はここ数年凶作が続いた。殊に明治二年は四、五月の頃から天候甚だ不順であり、盛夏土用中も冷氣霜雨の連日であった。八月には早くも霜降り稲作は皆無作となり畠作も殆ど無収穫という惨状を呈した」(前野喜代治『青森県教育史続』、みちのく双書第十四集、青森県文化財保護協会、昭和 36 年、p30)とある。

『青森県史』においても「第五大区北郡」(現、上北郡下北郡)の状況を次のように示している。「明治二已巳ノ凶歉五穀全ク登ラス土民當時田宅ヲ賈リ扱ハ馬ヲ食テ僅二餘喘ヲ存セリ」(青森県『青森県史』(八)、歴史図書社、昭和 46 年、p477)。

明治政府による殖産興業政策は全国的規模で展開されたが、東北地方に対しては新作物の奨励などが行われた。しかし、単作地帯である東北は近代産業の育成というより農・林・畜産、そし

て漁業にその力が注がれ、「農政の転換」がはかられ農業は青森県における主要産業として位置づけられた。

(1) 馬耕技術の改良

明治9(1876)年8月新川県(現、富山県)山田秀典が青森県令に任命され、明治12(1879)年山田は「農事改革ノ論達」をだし農産物の栽培技術の改善と農耕技術の普及につとめた(前掲、『青森県の百年』p39)。

山田県令は、青森県は古くから馬産地でありながら馬耕が行われていないことに対し、出身県である熊本では馬耕が行われていたことから、明治11年柳原敬作のほか7名の熟練者を呼びよせ農民に伝習させた(弘前市史編纂委員会『弘前市史 明治・大正・昭和編』、名著出版、昭和48年、p99)。明治11年秋までには馬耕教師が各郡に派遣され、伝習生の総数は573名、明治14(1881)年には800名に達した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』p99)。

(2) 荒蕪地開拓

荒蕪地開拓は幕末から南部地域においてさかんに行われており、明治期にいたっては明治5(1872)年8月三本木平開拓や養蚕、種芸の展開を目的とした陸奥国農会社が斗南藩士と八戸藩士太田広城らの助力によって設立され、大蔵省から起業資金として米1万8000石、資金12万6000円が交付された(前掲、『青森県近代史年表』、p33~34)。

(3) 牧場経営

洋式牧場として明治5年5月広沢安任(旧、斗南藩士)は太田広城らとともに2人の英国人、通訳のルサーと牧畜技術者のマキノンを協力者として谷地頭(現、三沢市)に広沢牧場を経営した(吉田谷夫「広沢牧場」、北東北産業技術遺産学会編『みちのくふるさとの産業遺産』、伊吉書院、平成13年、p79)。

広沢牧場「開牧初年」について『開牧五年記事』は次のように記している。「余陸奥の地に下り処を認て開業せしは明治五年五月廿七日を其始とすれども此に至れるの間経営に係れるは明治四年中余尚斗南県に奉職せし時、八戸県に大参事たる太田広城等と謀りて五県(弘前、八戸、黒石、七戸及び斗南也)合併して一県とすべき旨を献言す。幾もなくして六県合併となり(館県を加えて六県とす天下一般の合併より先なり)是に於て斗南の窮士托する所を得たり。此より友人相与に語り各其志に従て業を成んと約す。余は牧畜に従事する事に決心せり」(斗南 広沢安任『開牧五年記事』、p3)。

(4) 馬産

八戸地域では馬産が奨励されたが、「本県畜産の大宗たる産馬の業は本邦の驥北、南部馬の発祥地として往古より発達せるものにして蓋し古来天恵の良牧、馬政制度施設の完備、上下を挙げて之れに熱誠し自然環境共に具備したる結果にして吾南部産馬史は本県産業史の一頁を飾るのみならず本邦産馬史に陸離たる光彩を放ち古今吾邦種馬、軍馬、産業馬の最優駿の資源地として所謂南部馬の聲名天下に冠たるは偶然にあらざるなり」(青森県、『青森県の産業』、東北印刷合資会社、昭和4年、p73)とある。

明治初年「産馬事業」は全て県営であったが、明治12(1879)年南部三郡に「産馬維持協会」を設置し、主権を民間に移し県は管理業務を主とした(前掲、『青森県の産業』、p74)。明治17(1884)年6月には同協会は完全に民営となり、「南部三郡産馬取締規則」を發布して七戸、三本木、野辺地、田名部、八戸、三戸、五戸の7組に区別して、牡馬は必ず2歳の秋に組合市場で競売に付する事を規定した(前掲、『青森県の産業』、p74)。

明治 17 年 6 月「馬籍取締規則」、明治 18(1885)年「種牡馬取締規則」、明治 19 年「洋種馬貸下規則」、明治 22 年「産馬取締規則」の改正、明治 32(1899)年「津軽五郡馬匹改良奨励規則」などを発布して県ならびに組合は産馬の改良に努めた(前掲、『青森県の産業』、p74)。

「馬政組織制度の完備を期すると共に良種の輸入に努力し明治三年勸農寮の二頭、同五年広沢安任翁の英国馬牡馬、同十六年「ハンガリー」馬十六頭、同二十一年広沢弁二氏が牝牡二十五頭を米国より其他各組合にて競って洋馬を輸入し馬種の改良に全力を注げり」(前掲、『青森県の産業』、p74~75)とある。

(5) 漆工業

弘前周辺地域において展開された主な産業としては、製糸、漆産業などがあつた。明治 11(1878)年に設立された興業社(弘前)では綿布生産が行われ、明治 13 年士族授産を目的として設立された盛蚕社(中津軽郡富田村)では養蚕、製糸業が行われた。漆産業では明治 13 年漆樹産会社が弘前に設立され、明治 16(1883)年に中津軽郡和徳村に発誠社が設立された(前掲、『青森県の百年』、p41)。

「漆工業」はもともと津軽藩の保護によって漆樹が増殖されるなど育成されていたが、明治維新後乱伐によって漆樹も減少し、従来県内で自給されていた漆液も他県から購入しなければならない状況であつた。こうした状況に対し、県では「商人にすすめて資金を出資させ製造会社を設立させて漆器工業の振興を図ろうと目論んでいたが、斯業再興のいとぐちを開いたのは商人ではなくて士族であつた」(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p289)。

明治 7(1874)年 3 月士族山田浩蔵らが漆器製造に着手し、明治 13 年 7 月結社人員士族 53 名によって合資会社漆器樹産会社を本町に設立した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p289~290)。明治 16(1883)年には結社人員 26 名による漆器製造所発誠社が和徳に設立された。

注目すべきことに、明治 39(1906)年 5 月西大工町に弘前漆工養成所が設立され、明治 40 年 6 月には青森県工業講習所(漆工科定員 10 名)が開設され、漆工の技術養成も組織化されていった(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p291)。

(6) 繊維業

明治 10 年代初期の「県内諸港の他県からの輸入品価格」中 4 ないし 5 割は衣料品関係によって占められていた(開拓使編「東北諸港報告書」、前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p 282)。弘前地域の繊維産業を中心とする繊維工業が次第に活気をおびてきたのは明治 10 年代後半からである。青森県の織物業の大半を弘前が占めた(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p 285)。

先に述べた興業社、盛蚕社が弘前における繊維工業発展の端緒であるが、この 2 社は士族授産によるものである。綿布製織を業とした興業社は士族 56 名によって設立され、養蚕・製糸業としての盛蚕社は士族 51 名によって設立された(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p282)。以後、武田機業所、白井織物所が設立されていくが、この時期における弘前地域における「成長産業」であつた(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p285)。

特記すべきこととして、鹿内豊吉による足踏織機の発明により綿織物の生産技術が独自の仕方でも発展した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p 285)。鹿内は明治 2 年弘前に生まれ、大工見習となって木工技術を習得し、明治 27(1894)年「当時弘前で一般的に使用されていた太糸綿糸に適した」足踏織機の試作に成功し明治 34(1901)年 12 月に特許を獲得した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p286)。その後改良が加えられ、博覧会や共進会にも出品され、東北、新潟方面にまで普及したとされる(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p286)。

弘前地域における織物業は「工場形態」というよりも、「賃織」が支配的であった。明治 37(1904)年における弘前市内の機業戸数は 238 戸、その内、機業家は 7 戸、231 戸は賃織業であった(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p287)。明治 41(1908)年においても、「工場」4、「家内工業」9、「賃織業」276 戸(織元 28)であり、また力織機 10 台を除く織機台数の使用状況においても、「工場」8 台「家内工業」54 台、「賃織業」447 台と賃織業の比重は圧倒的に高いとされている(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p287)。

弘前地域における明治期の綿織業は、農家副業的な家内生産を基礎とした問屋制家内工業の拡大によって発展した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p288)。

(7) 養蚕業

養蚕業が比較的盛んであったのは南部地域である。しかし、繭から糸をとる製糸業はあまり発展しなかったとされている(伊藤尚人「養蚕と製糸」、北東北産業技術遺産学会編『みちのくふるさとの産業遺産』平成 13 年、伊吉書院、p108)。

『青森県の産業』によれば「分業的に蠶種製造の行われたる濫觴は南部地方に於ては明治三、四年の頃三戸地方に於て彼の横濱蠶種の製造を試みたるに始まり津軽地方に於ては明治七年の頃弘前藩士の授産事業として蠶種の製造を試みたるを其の起源とす、製絲業の濫觴は不明なれども三戸地方に産する胴取製絲は地方の特産にして之を京都に上せ名聲を博せしことありと言ふ、……維新後廢藩置縣の當時より之を藩士授産事業として奨励を加へ爾來種々の計劃を立て普及發達を企圖せりと雖も近來までは依然として向上發達の機運に向はざりしなり」(前掲、『青森県の産業』、p62)とある。

胴取製糸いわゆる胴繰製糸法は主に奥州地方において使用されたところから奥州流ともよばれた。その構造は、桐または楊のような軽い表面の滑らかな木で直径 5 寸、幅 2, 3 寸位の丸胴を作り、その径の中心に細い棒を貫き、これを高さ 7, 8 寸の枠台にかけたものである(八木明夫「製糸学」、地方史研究協議会編『日本産業史大系』1 総論篇、東京大学出版会、昭和 36 年、p238)。

繰糸方法は、最初に釜で繭を煮て、次にその繭の糸を集めて胴に巻き付け、それを左手で繭を施し右の手で手招きするように胴を打って回転させた(三谷徹『製絲學』中巻、明文堂、大正 7 年、p212)。これは胴を回して繰糸を行うので「招き取り」、「叩き取り」、「転ばせ取り」などともよばれた(前掲、八木明夫「製糸学」、p237)。胴繰りは宝暦(1751~1763 年)頃に、胴軸の車と手車を調紐(ベルト)で連結し、手車を回して繰糸を行う「奥州座繰」へ発展していった(日本学術振興会編『明治前日本機械技術史』、丸善、昭和 48 年、p35)。

青森県の養蚕は「其の自然的要素蠶桑の業に適するも其の發達頗る遅々たりし……輓近における經濟界の向上農業組織の改善を促し爲めに蠶業の如き農家副業として好適するものは逐年發達を來し昭和三年度に於ては桑園反別一千八百町歩、養蠶戸數五千百余戸、産繭額十三萬貫を超え蠶絲類總生産価額は百二十萬圓を超え農家の産業として重要な地位を占むるに至れり」(前掲、『青森県の産業』、p63)とある。

III. むすびにかえて—実業補習教育—

地域産業の発展に対し、初等、中等の実業教育機関として位置づけられる徒弟学校および補習学校は重要な人材育成の役割をになった。

補習学校は小学校教育の補習と簡易な方法で職業に必要な知識や技能を教育することを目的とし、尋常小学校卒業以上または学齡を過ぎた者を入学資格とした(大沢泉「産業教育」、北東北

産業技術遺産学会編『みちのくふるさとの産業遺産』p172)。

明治 26(1893)年の「実業補習学校規程」、明治 27 年の「徒弟学校規程」、「簡易農業学校規程」などの制定によって初等、中等の実業教育に関する法的枠組みが形成された。青森県においても実業補習教育が本格化したのは明治半ば以降である。

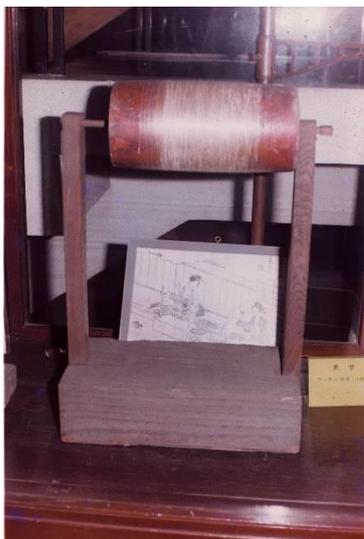
農業においては、明治 31(1898)年上北郡三本木村の製糸組合の一部を仮校舎にして開校した青森県農業学校や、工業においては、明治 40(1907)年弘前市本町の産業倶楽部に青森県工業補習学校が設立された(前掲、大沢泉「産業教育」、p172)。

商業教育については、商業都市であり土地振興の立場から青森に明治 35(1902)年、私立青森補習夜学校が設立された。新町小学校校舎の一部を借り受け夜間授業が開始された(大沢泉「明治期における商業教育政策に関する一考察—青森県を例として—」、『八戸大学紀要』第 19 号、1999 年 11 月 25 日、p52)。校名を市立青森商業補習学校と改称したのは明治 38(1905)年 4 月である。現在の県立青森商業高校の前身である(前掲、『青森県教育史続』p420)。

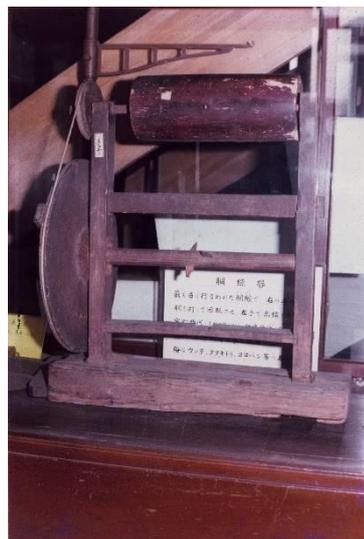
水産教育としては、明治 29 年(1896)8 月西津軽郡深浦村に深浦村立水産補習学校が設立された。男子生徒 34 人、女子 6 人、教員 2 人をもって開校した。日曜日に小学校の教室で、かん詰、魚油製造などの実習を重視した教育がなされた(前掲、大沢 泉「産業教育」、p175)。

また、明治 33(1900)年八戸湊小学校に湊村立水産補習科が設置され、簡易な学理と実技教育が実施された(前掲、『青森県教育史続』p423)。明治 33 年 4 月青森市長嶋に県立水産試験場が設置され、明治 43(1910)年 4 月には伝習部を八戸湊に設置し水産講習所と改称して水産教育を実施した。大正 13(1924)年に水産学校と改称し、現在の県立八戸水産高等学校として発展した(前掲、『青森県教育史続』p423)。

明治半ば以降に、地域の実情に応じて初等ならびに中等の実業教育が全国的に展開されたことは地域の近代化にも一定の役割を担った。



桐繰り
岡谷蚕糸博物館所蔵



奥州座繰
岡谷蚕糸博物館所蔵